

条例案の説明資料（新旧対照表）

1	秋田県福祉相談センター条例等の一部を改正する条例案		
(1)	秋田県福祉相談センター条例	(福祉政策課)	1
(2)	秋田県社会福祉会館条例	(地域・家庭福祉課)	1
(3)	秋田県北部老人福祉総合エリア条例	(長寿社会課)	2
(4)	秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例	(長寿社会課)	4
(5)	秋田県南部老人福祉総合エリア条例	(長寿社会課)	6
(6)	秋田県精神保健福祉センター条例	(障害福祉課)	8
(7)	秋田県総合保健センター条例	(健康づくり推進課)	9
(8)	秋田県健康増進交流センター条例	(健康づくり推進課)	11
(9)	秋田県立衛生看護学院条例	(医務薬事課)	14
(10)	秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例		
	【附則第3項による改正】	(長寿社会課)	15
2	秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案		
		(地域・家庭福祉課)	16
3	秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案		
		(長寿社会課)	17
4	秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案		
		(医務薬事課)	18
5	秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例案		
		(医務薬事課)	20

秋田県福祉相談センター条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
 秋田県福祉相談センター条例の一部改正（第一条による改正）

新

別表（第三条関係）

一 略	
二 手数料	
区 分	手数料の額（一通につき）
診断書の交付	二、二〇〇円
証明書の交付	一、六五〇円
備考 略	

旧

別表（第三条関係）

一 略	
二 手数料	
区 分	手数料の額（一通につき）
診断書の交付	二、一六〇円
証明書の交付	一、六二〇円
備考 略	

秋田県社会福祉会館条例の一部改正（第二条による改正）

新

別表（第五条、第十二条関係）

一 施設使用料

区 分	使 用 料 額			
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午後五時後の時間につき
会議室				
大会議室	二二、四四〇円	一九、九二〇円	五二、三六〇円	七、四八〇円
特別会議室	一八、一七〇円	二四、三三〇円	四二、九六〇円	六、〇五〇円
第一会議室	三、九〇〇円	五、一〇〇円	九、一〇〇円	一、一〇〇円
第二会議室	三、九〇〇円	五、一〇〇円	九、一〇〇円	一、一〇〇円
第三会議室	三、九〇〇円	五、一〇〇円	九、一〇〇円	一、一〇〇円
第四会議室	五、二四〇円	七、〇〇〇円	一一、五五〇円	略
合同研修室	二、七六〇円	三、六八〇円	六、四四〇円	九二〇円
調理実習室	二、六七〇円	三、五九〇円	六、三三〇円	八九〇円

旧

別表（第五条、第十二条関係）

一 施設使用料

区 分	使 用 料 額			
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午後五時後の時間につき
会議室				
大会議室	二二、七〇〇円	一九、六二〇円	五二、三三〇円	七、四〇〇円
特別会議室	一八、〇〇〇円	二三、八六〇円	四二、八六〇円	五、九七〇円
第一会議室	三、九一〇円	五、一四〇円	九、〇五〇円	一、一三〇円
第二会議室	三、九一〇円	五、一四〇円	九、〇五〇円	一、一三〇円
第三会議室	三、九一〇円	五、一四〇円	九、〇五〇円	一、一三〇円
第四会議室	五、二四〇円	七、〇九〇円	一一、五九〇円	略
合同研修室	二、七六〇円	三、六八〇円	六、三三〇円	九〇〇円
調理実習室	二、六七〇円	三、五九〇円	六、三三〇円	八九〇円

秋田県北部老人福祉総合エリア条例の一部改正（第三条による改正）

別表（第四条、第十一条関係） 一 コミュニティセンター	新	展示ホール		貸切		使用		貸切		使用		貸切		使用		
		身体障害者の福祉の増進のために使用する	その他の目的のため	貸切	使用											
別表（第四条、第十一条関係） 一 コミュニティセンター	新	一六ミリ用映写機	一式一回につき	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
		スライド用映写機	一式一回につき	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
		金びょうぶ	一双一回につき	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
別表（第四条、第十一条関係） 一 コミュニティセンター	旧	一六ミリ用映写機	一式一回につき	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
		スライド用映写機	一式一回につき	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
		金びょうぶ	一双一回につき	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略
二 設備使用料

区分	使用料の額
一六ミリ用映写機	二、八三〇円
スライド用映写機	六、一〇〇円
金びょうぶ	一、一五〇円

備考 略
二 設備使用料

区分	使用料の額
一六ミリ用映写機	二、七八〇円
スライド用映写機	六、〇〇〇円
金びょうぶ	一、一〇〇円

貸切	使用	貸切	使用	貸切	使用	貸切	使用
一〇人以上の団体の増進のために使用する	身体障害者の福祉の増進のために使用する	一時間につき	二時間につき	一時間につき	二時間につき	一時間につき	二時間につき
略	略	略	略	略	略	略	略
二、〇九〇円	二、三三〇円	一、〇四〇円	一、二八〇円	一、〇四〇円	一、二八〇円	一、〇四〇円	一、二八〇円

貸切	使用	貸切	使用	貸切	使用	貸切	使用
一〇人以上の団体の増進のために使用する	身体障害者の福祉の増進のために使用する	一時間につき	二時間につき	一時間につき	二時間につき	一時間につき	二時間につき
略	略	略	略	略	略	略	略
二、〇六〇円	二、三〇〇円	一、〇二〇円	一、二六〇円	一、〇二〇円	一、二六〇円	一、〇二〇円	一、二六〇円

区	分	使用料の額	施設使用料			
			区	分		
二 屋内運動広場及びテニスコート	備考 略	略	略	(一) 施設使用料		
				会議室	一時間につき	一、三六〇円
	研修室	一時間につき	一、五七〇円			
	視聴覚室	一時間につき	一、五七〇円			
	多目的ホール	一時間につき	二、六二〇円			
	茶室	一時間につき	九〇〇円			
	文芸室	一時間につき	一、三六〇円			
	陶芸室	一時間につき	一、五七〇円			
	木工室	一時間につき	一、五七〇円			
	料理室	一時間につき	一、五七〇円			
宿泊室	幼児	一人一泊につき	一、一五〇円			
	小学校児童	一人一泊につき	二、三一〇円			
	一般	一人一泊につき	三、一四〇円			
(二) 設備使用料	備考 略	略	略	(二) 設備使用料		
				使用料の額(二式一回につき)	六二〇円	
	スライド用映写機		六二〇円			
	オーバーヘッドプロジェクター		六二〇円			
	プロジェクター		六二〇円			
	ビデオテープレコーダー		六二〇円			
	休憩使用料	略	略	略	(三) 休憩使用料	
					一般	一人一回につき
	回数券(六回券)	小学校児童		一、五七〇円		
	回数券(六回券)	一般		三、一四〇円		

区	分	使用料の額	施設使用料			
			区	分		
二 屋内運動広場及びテニスコート	備考 略	略	略	(一) 施設使用料		
				会議室	一時間につき	一、三四〇円
	研修室	一時間につき	一、五四〇円			
	視聴覚室	一時間につき	一、五四〇円			
	多目的ホール	一時間につき	二、五七〇円			
	茶室	一時間につき	八九〇円			
	文芸室	一時間につき	一、三四〇円			
	陶芸室	一時間につき	一、五四〇円			
	木工室	一時間につき	一、五四〇円			
	料理室	一時間につき	一、五四〇円			
宿泊室	幼児	一人一泊につき	一、一三〇円			
	小学校児童	一人一泊につき	二、二六〇円			
	一般	一人一泊につき	三、〇九〇円			
(二) 設備使用料	備考 略	略	略	(二) 設備使用料		
				使用料の額(二式一回につき)	六〇〇円	
	スライド用映写機		六〇〇円			
	オーバーヘッドプロジェクター		六〇〇円			
	プロジェクター		六〇〇円			
	ビデオテープレコーダー		六〇〇円			
	休憩使用料	略	略	略	(三) 休憩使用料	
					一般	一人一回につき
	回数券(六回券)	小学校児童		一、五四〇円		
	回数券(六回券)	一般		三、〇九〇円		

屋内運動広場	一面一時間につき	四五〇円
テニスコート	一面一時間につき	四五〇円
備考 略		

屋内運動広場	一面一時間につき	四四〇円
テニスコート	一面一時間につき	四四〇円
備考 略		

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例の一部改正（第四条による改正）

新	旧
---	---

別表（第四条、第十一条関係）
一 コミュニティセンター

(一) 施設使用料

区	分	使用料の額
会議室		一時間につき 一、三六〇円
研修室		一時間につき 一、五七〇円
視聴覚室		一時間につき 一、五七〇円
多目的ホール		一時間につき 二、六二〇円
茶室		一時間につき 九〇〇円
文芸室		一時間につき 一、三六〇円
陶芸室		一時間につき 一、五七〇円
木工室		一時間につき 一、五七〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、一五〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、三一〇円
一般		一人一泊につき 三、一四〇円

備考 略

(二) 設備使用料

区	分	使用料の額（一式一回につき）
一六ミリ用映写機		二、八三〇円
スライド用映写機		六一〇円
オーバーヘッドプロジェ		六一〇円

別表（第四条、第十一条関係）
一 コミュニティセンター

(一) 施設使用料

区	分	使用料の額
会議室		一時間につき 一、三四〇円
研修室		一時間につき 一、五四〇円
視聴覚室		一時間につき 一、五四〇円
多目的ホール		一時間につき 二、五七〇円
茶室		一時間につき 八九〇円
文芸室		一時間につき 一、三四〇円
陶芸室		一時間につき 一、五四〇円
木工室		一時間につき 一、五四〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、一三〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、二六〇円
一般		一人一泊につき 三、〇九〇円

備考 略

(二) 設備使用料

区	分	使用料の額（一式一回につき）
一六ミリ用映写機		二、七八〇円
スライド用映写機		六〇〇円
オーバーヘッドプロジェ		六〇〇円

備考 略	略	屋内温水プール回数券 (六回券)		略	幼児、小学 校児童及び 中学校生徒 高等学校生 徒及び高等 専門学校の 学生	略	一人一回につき	四五〇円	略	一人一回につき	六三〇円	略	休憩使用料	ビデオテープレコーダー	六二〇円	クター	プロジェクター	六二〇円	
		一般	小学校児童																一、五七〇円
	略	略	屋内温水プール	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内運動広場	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内温水プール	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内運動広場	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内温水プール及び緑地運動広場	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内温水プール	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内運動広場	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内温水プール	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略	略	屋内温水プール回数券 (六回券)		略	幼児、小学 校児童及び 中学校生徒 高等学校生 徒及び高等 専門学校の 学生	略	一人一回につき	四四〇円	略	一人一回につき	六二〇円	略	休憩使用料	ビデオテープレコーダー	六〇〇円	クター	プロジェクター	六〇〇円	
		一般	小学校児童																一、五四〇円
	略	略	屋内温水プール	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内運動広場	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内温水プール	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内運動広場	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内温水プール及び緑地運動広場	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内温水プール	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内運動広場	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	屋内温水プール	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部改正（第五条による改正）

新

別表第一 老人専用マンション以外の使用料（第四条、第十二条関

係）

一 コミュニティセンター

(一) 施設使用料

区	分	使用料の額
会議室	略	略
	分	略
研修室	略	略
	分	略
視聴覚室	略	略
	分	略
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、一五〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、三二〇円
一般	略	略
	分	略
使用料の額（二式一回につき）		
一六ミリ用映写機		二、八三〇円
スライド用映写機		六一〇円
オーバーヘッドプロジェクター		六一〇円
ビデオテープレコーダー		六一〇円

備考 略

(二) 設備使用料

区	分	使用料の額
略	略	略
	分	略
一般	略	略
	分	略
使用料の額		
一人一回につき		六三〇円
小学校児童		一、五七〇円
一般		三、一四〇円

(三) 休憩使用料

区	分	使用料の額
略	略	略
	分	略
一般	略	略
	分	略
使用料の額		
一人一回につき		六三〇円
小学校児童		一、五七〇円
一般		三、一四〇円

備考 略

旧

別表第一 老人専用マンション以外の使用料（第四条、第十二条関

係）

一 コミュニティセンター

(一) 施設使用料

区	分	使用料の額
会議室	略	略
	分	略
研修室	略	略
	分	略
視聴覚室	略	略
	分	略
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、一三〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、二六〇円
一般	略	略
	分	略
使用料の額（二式一回につき）		
一六ミリ用映写機		二、七八〇円
スライド用映写機		六〇〇円
オーバーヘッドプロジェクター		六〇〇円
ビデオテープレコーダー		六〇〇円

備考 略

(二) 設備使用料

区	分	使用料の額
略	略	略
	分	略
一般	略	略
	分	略
使用料の額		
一人一回につき		六二〇円
小学校児童		一、五四〇円
一般		三、〇九〇円

(三) 休憩使用料

区	分	使用料の額
略	略	略
	分	略
一般	略	略
	分	略
使用料の額		
一人一回につき		六二〇円
小学校児童		一、五四〇円
一般		三、〇九〇円

備考 略

秋田県精神保健福祉センター条例の一部改正（第六条による改正）

備考 略	二人用居室	一人用居室	区分	使用料の額	事務費相当分 管理費相当分 円 一〇八、二七〇	生活費相当分 事務費相当分 管理費相当分 生活費相当分 一人につき 三 九、二九〇円	四、八〇五、八 二九円	二人用 居室	C 七十七円	事務費相当分 管理費相当分 円 三三、六三〇	生活費相当分 事務費相当分 管理費相当分 生活費相当分 一人につき 三 九、二九〇円	九、六一一、六 六〇円	二人用 居室	A 一九、二二三、 二九〇円	生活費相当分 事務費相当分 管理費相当分 生活費相当分 一人につき 三 九、二九〇円	七九、三四〇円	事務費相当分 管理費相当分 円 七九、三四〇
備考 略	二人用居室	一人用居室	区分	使用料の額	事務費相当分 管理費相当分 円 一〇六、三〇〇	生活費相当分 事務費相当分 管理費相当分 生活費相当分 一人につき 三 八、六〇〇円	四、七二八、四 五〇円	二人用 居室	C 二五円	事務費相当分 管理費相当分 円 三三、〇〇〇	生活費相当分 事務費相当分 管理費相当分 生活費相当分 一人につき 三 八、六〇〇円	九、四三六、九 〇〇円	二人用 居室	A 一八、八七三、 八〇〇円	生活費相当分 事務費相当分 管理費相当分 生活費相当分 一人につき 三 八、六〇〇円	七七、九〇〇円	事務費相当分 管理費相当分 円 七七、九〇〇

備考 略	診断書の交付	手数料の額(一通につき)	二、二〇〇円
	証明書の交付	手数料の額(一通につき)	一、六五〇円
	略	略	略
	略	略	略
別表(第三条関係)			
一 略			
二 手数料			
区分			
新			
旧			

秋田県総合保健センター条例の一部改正(第七条による改正)

第三研修室	第二研修室	第一研修室	区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時の時間	午後五時
				八、一〇	一〇、八	一八、九	二、七〇
				五、一三	六、八四	一一、九	一、七一
				四、六二	六、一六	一〇、七	一、五四
別表(第五条、第十二条関係)				別表(第五条、第十二条関係)			
一 使用料				一 使用料			
(一) 施設の使用料				(一) 施設の使用料			
(1) 施設使用料				(1) 施設使用料			
使用料の額				使用料の額			
新				旧			

区		分	使用料の額	
総合健診	婦人科健診	乳房エックス線検査（一方 向撮影）及び乳房超音波検 査を行うもの	一人につき 四〇、九六〇円	
		乳房エックス線検査（二方 向撮影）及び乳房超音波検 査を行うもの	一人につき 七、八六〇円	
		乳房エックス線検査（二方 向撮影）及び乳房超音波検 査を行うもの	一人につき 九、四三〇円	
		乳房エックス線検査（一方 向撮影）を行うもの	一人につき 五、二四〇円	
		一六ミリ用映写機	一式一回につき	二、八三〇円
		スライド用映写機		六一〇円
		オーバーヘッドプ ロジェクター		六一〇円
ビデオプロジェクト ター		六一〇円		
ビデオデッキ		六一〇円		
金びようぶ	一双一回につき	一、一五〇円		

区		分	使用料の額
栄養実習室	大会議室	九、四八〇円	一一一、六一〇円
		二〇、四〇〇円	二〇〇円
		七、九六〇円	一三、九一〇円
		〇円	〇円
小会議室	〇円	三〇〇円	一、八九〇円
		〇円	〇円
展示ホール	一日	一、八九〇円	〇円

備考 略

(2) 設備使用料

区		分	使用料の額	
総合健診	婦人科健診	乳房エックス線検査（一方 向撮影）及び乳房超音波検 査を行うもの	一人につき 四〇、二〇〇円	
		乳房エックス線検査（二方 向撮影）及び乳房超音波検 査を行うもの	一人につき 七、七〇〇円	
		乳房エックス線検査（二方 向撮影）及び乳房超音波検 査を行うもの	一人につき 九、三〇〇円	
		乳房エックス線検査（一方 向撮影）を行うもの	一人につき 五、一〇〇円	
		一六ミリ用映写機	一式一回につき	二、八〇〇円
		スライド用映写機		六〇〇円
		オーバーヘッドプ ロジェクター		六〇〇円
ビデオプロジェクト ター		六〇〇円		
ビデオデッキ		六〇〇円		
金びようぶ	一双一回につき	一、一〇〇円		

区		分	使用料の額
栄養実習室	大会議室	九、二〇〇円	一一一、三〇〇円
		二〇、一〇〇円	二〇〇円
		七、八〇〇円	一三、七〇〇円
		〇円	〇円
小会議室	〇円	三〇〇円	一、九〇〇円
		〇円	〇円
展示ホール	一日	一、九〇〇円	〇円

備考 略

(2) 設備使用料

秋田県健康増進交流センター条例の一部改正（第八条による改正）

新		旧	
別表第一 入館料等の使用料（第四条、第十一条関係） 一 入館料	区分	別表第一 入館料等の使用料（第四条、第十一条関係） 一 入館料	区分
使用料の額		使用料の額	
備考 略	診断書の交付	手数料の額（一通につき）	二 手数料
	証明書の交付	手数料の額（一通につき）	区 分
<p>乳房エックス線検査（二方向撮影）を行うもの 六、八〇〇円</p> <p>乳房超音波検査を行うもの 一人につき 五、九七〇円</p> <p>その他の健康診査 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に基づき算定した額に一・一〇八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）</p>		<p>乳房エックス線検査（二方向撮影）を行うもの 一人につき 六、七〇〇円</p> <p>乳房超音波検査を行うもの 一人につき 五、九〇〇円</p> <p>その他の健康診査 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に基づき算定した額に一・〇八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）</p>	

大広間		宿泊室																	
		棟 自炊								棟 一般									
		G		F		E		D		C		B		A					
生徒	及び中学校	小学校児童	一般	生徒	及び中学校	小学校児童													
つき		一人一泊に		つき		一人一泊に		つき		一人一泊に		つき		一人一泊に		つき		一人一泊に	
二、五四〇円		六、一八〇円		四、四〇〇円		四、三〇〇円		三、〇四〇円		六、〇八〇円		四、三〇〇円		四、三〇〇円		五、四五〇円		三、八八〇円	

大広間		宿泊室																	
		棟 自炊								棟 一般									
		G		F		E		D		C		B		A					
生徒	及び中学校	小学校児童	一般	生徒	及び中学校	小学校児童													
つき		一人一泊に		つき		一人一泊に		つき		一人一泊に		つき		一人一泊に		つき		一人一泊に	
二、五〇〇円		六、一〇〇円		四、三〇〇円		四、二〇〇円		三、〇〇〇円		六、〇〇〇円		四、二〇〇円		四、二〇〇円		五、三〇〇円		三、八〇〇円	

備考略
 一般
 一三、七六〇円

別表第二 第二条第二項に規定する施設の使用料（第四条、第十条関係）

備考略	区		使用料の額
	分	分	
対価を得る場合	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートルにつき	二、五一〇円
	時間単位で使用する場合	使用面積一平方メートルにつき	八九円
対価を得ない場合	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートルにつき	一、二六〇円
	時間単位で使用する場合	使用面積一平方メートルにつき	五三円

秋田県立衛生看護学院条例の一部改正（第九条による改正）

新

備考略	区	使用料の額（一時間につき）
	多目的ホール	
		一、五七〇円

備考略
 一般
 一三、七〇〇円

別表第二 第二条第二項に規定する施設の使用料（第四条、第十条関係）

備考略	区		使用料の額
	分	分	
対価を得る場合	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートルにつき	二、五〇〇円
	時間単位で使用する場合	使用面積一平方メートルにつき	八七円
対価を得ない場合	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートルにつき	一、二〇〇円
	時間単位で使用する場合	使用面積一平方メートルにつき	五一円

旧

備考略	区	使用料の額（一時間につき）
	多目的ホール	
		一、五〇〇円

秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例（平成二十九年秋田県条例第五十三号）の一部改正（附則第三項による改正）

新	旧
<p>3 (経過措置) 改正後の条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に老人専用マンションの使用を開始する者について適用する。</p> <p>4 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県南部老人福祉総合エリア条例別表第一第三号の表一人用居室長期使用の場合の項又は同表二人用居室長期使用の場合の項の規定を受けていた者のこの条例の施行の日以後の老人専用マンションの使用に係る月額使用料については、これらの者をそれぞれ改正後の条例別表第二第一号の表一人用居室Aの項又は同表二人用居室Aの項の規定が適用される者とみなしてこれらの規定（月額使用料に係る部分に限る。）を適用する。</p> <p>5 略</p>	<p>3 (経過措置) 改正後の条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に老人専用マンションの使用を開始する者について適用し、同日前に当該施設の使用を開始した者については、なお従前の例による。</p> <p>4 略</p>

秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
<p>民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の 民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、 それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>		<p>民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の 民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、 それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	
略	略	略	略
仙北郡美郷町	六七人	仙北郡美郷町	六八人
略	略	略	略
大館市	二八三人	大館市	二八一人
略	略	略	略
横手市	三一人	横手市	三一人
略	略	略	略

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
備考 略	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
	区分	区分	区分
四(二十)略	略	四(二十)略	略
三 介護支援専門員実務研修の受講の申込み	法第六十九条の二第一項の規定による 九千四百円	三 介護支援専門員実務研修の受講の申込み	法第六十九条の二第一項の規定による 七千円
二 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 に関する事務のうち前号に規定する事務 以外の事務	法第六十九条の二第一項の規定による 九千四百円	二 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 に関する事務のうち前号に規定する事務 以外の事務	法第六十九条の二第一項の規定による 七千円
一 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 に関する事務のうち法第六十九条の十一 第一項の試験問題作成事務	法第六十九条の二第一項の規定による 千八百円	一 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 に関する事務のうち法第六十九条の十一 第一項の試験問題作成事務	法第六十九条の二第一項の規定による 七百円
	手数料の額 (一件につき)		手数料の額 (一件につき)

新	旧
<p>(返還)</p> <p>第六条 第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当する者に係る修学資金は、当該修学資金の貸与を受けた者に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（前条第二項の規定により修学資金を貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（次条第一項又は第二項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。</p> <p>一 略</p> <p>二 養成施設を卒業した日（学校教育法第八十三条の二第一項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程にあつては、修了した日。第八条第一項第一号ただし書において同じ。）から一年六月以内に看護職員の免許を取得しなかつたとき。</p> <p>三・四 略</p> <p>2 略</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第七条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該養成施設を卒業（専門職大学の前期課程にあつては、修了）後又は当該修士課程を修了後更に他種の養成施設（専門職</p>	<p>(返還)</p> <p>第六条 第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当する者に係る修学資金は、当該修学資金の貸与を受けた者に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（前条第二項の規定により修学資金を貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（次条第一項又は第二項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。</p> <p>一 略</p> <p>二 養成施設を卒業した日</p> <p>から一年六月以内に看護職員の免許を取得しなかつたとき。</p> <p>三・四 略</p> <p>2 略</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第七条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該養成施設を卒業</p> <p>後又は当該修士課程を修了後更に他種の養成施設</p>

2
・
3
略

大学の後期課程を含む。)又は博士課程において修学しているとき。

2
・
3
略

又は博士課程において修学しているとき。

新	旧
<p>(返還の免除)</p> <p>第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>一 養成施設を卒業した日から一年六月（前条第二項第二号に掲げる事由に該当し返還の履行が猶予された期間がある場合にあつては、養成施設を卒業した日から当該猶予された期間を除き一年六月）以内に歯科衛生士の免許を取得し、直ちに、かつ、引き続き修学資金の貸与を受けた期間（第五条第二項前段の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除く。）の二分の三に相当する期間（この期間が二年に満たないときは、二年）県内において業務に従事したとき。</p> <p>二 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(返還の免除)</p> <p>第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>一 養成施設を卒業した日から一年六月（前条第二項第二号に掲げる事由による場合にあつては、養成施設を卒業した日から当該猶予された期間を除き一年六月）以内に歯科衛生士の免許を取得し、直ちに、かつ、引き続き七年間</p> <p>県内において業務に従事したとき。</p> <p>二 略</p> <p>2・3 略</p>